

評価調査者の報酬並びに実費支弁に関する取扱規程

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター（以下「センター」という。）の評価事業における評価調査者（以下「調査者」という。）の報酬及び実費支弁の取り扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程における調査者は、センター運営細則第3条に定める評価調査者として登録された者とする。ただし、センターの職員として雇用された者が事務局業務として行う者には適用しない。

(報酬)

第3条 調査者が、事務局長の依頼に基づき、当センターの評価業務に従事した場合の報酬は、以下の通りとする。

| 評価業務 | 報酬額 | 備 考 |
|----------------------------|---------|---|
| 福祉サービス第三者評価訪問調査及び利用者調査業務 | 10,000円 | ・半日（4時間未満）の場合：半額を支給。 ・事務局でデータ入力：2,000円減額 |
| 地域密着型サービス第三者評価訪問調査業務 | 8,000円 | ・事務局でデータ入力：1,500円減額 |
| 社会的養護関係施設第三者評価訪問調査業務 | 15,000円 | ・事務局でデータ入力：2,000円減額 |
| 委託事業による訪問調査業務 地域包括・障害調査 | 5,000円 | ・交通費、研修費を含む |
| 訪問調査時のリーダー、評価のとりまとめ業務 | 2,000円 | ・主たる調査者として、評価チームのとりまとめ、事務局との連絡調整を行う |
| 訪問調査時の初任者、実習の指導業務 | 3,000円 | 評価チームのリーダーとして初任者、実習者の指導、助言を行う |

| | | |
|------------------------------|---------|---|
| 福祉サービス、社会的養護関係施設評価結果報告書の作成業務 | 20,000円 | ・評価結果報告書作成の業務 ・経営、サービスを分担した場合は、半額を支給 |
| 地域密着型サービス第三者評価結果の確認修正業務 | 3,000円 | 第3の評価調査者として、報告書の内容を確認 |
| 評価決定委員会 評価推進委員会 | 5,000円 | ・交通旅費を含む |
| 評価事前打合せ、報告等の事業所訪問業務 | 3,000円 | ・評価打合せ及び契約等調査実施までの打合せ、調整業務の同行 |

- 2 初任者研修期間（概ね2回程度）、資格を有しない調査者の実習は、上記の8割の額を支給する。
- 3 事務局長は、業務の必要に応じるため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事長の許可を得て、報酬額を変更することができる。

（実費支弁）

第4条 センターは、調査者の申告に基づいて、評価業務に要した費用について、以下の通り支給する。

| 項目 | 支弁額 |
|---------------|--|
| 評価実施における旅費 | 予め登録された場所から訪問事業所までの旅費について、旅費規定に準じて積算された実費相当額 |
| センターの命で参加する研修 | センターの規定する旅費規定に準じた実費相当額 |
| その他評価業務にかかる実費 | 調査者の申告により、事務局長が認めた額 |

（支給の方法）

- 第5条 報酬並びに実費支弁については、センターの定める評価業務の報告または旅費申請書に基づいて、月末までに報告のあった業務の算定額から源泉徴収税を差し引いた額を、翌月25日までに調査者が指定する口座に振り込むものとする。
- 2 ただし、業務の都合により事務局長が必要と判断した場合は、支給日並びに支給方法を変更することが出来る。
- 3 調査者の申告に基づいて、事務局長が必要と判断した場合は、実費支弁について事前に仮払いを行い、業務実施後精算して支給することが出来る。

(服務)

第6条 調査者は、職務の遂行にあたっては、センターの定める要綱や規定に従い、職務に専念しなければならない。

2 調査者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(災害補償)

第7条 調査者の職務上生じた災害に対する補償は、センターが加入する損害賠償保険の定めるところにより行うものとする。

(補則)

第8条 この取扱規程に定めるもののほか、調査者の評価業務について必要な事項は、理事長が別に定める。

2 この取扱規程の変更については、調査者を代表する者の意見を聞いたうえ、理事会の決議をもって行う。

附 則

この取扱規程は、平成30年5月1日から施行する。

令和元年5月1日改定

令和2年5月18日に改定し、6月1日より適用する。